

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例案

平成30年(2018年)2月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例

札幌市介護保険条例(平成12年条例第25号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「31,062円」を「34,638円」に改め、同項第2号中「40,380円」を「45,029円」に改め、同項第3号中「46,593円」を「51,957円」に改め、同項第4号中「55,911円」を「62,348円」に改め、同項第5号中「62,123円」を「69,275円」に改め、同項第6号中「71,442円」を「79,667円」に改め、同号ア中「合計所得金額(」を「合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第1項第1号ハの特別控除額を控除して得た額とし、」に改め、同号イ中「令第22条の2」を「令第22条の2の2」に、「又は第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「77,654円」を「86,594円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「93,185円」を「103,913円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「108,716円」を「121,232円」に改め、同号イ中「部分を除く。)」の次に「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」を加え、同項第10号を次のように改める。

(10) 次のいずれかに該当する者 138,550円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(2) 第5条第1項に次の3号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 145,478円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 152,405円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 159,333円

(3) 第5条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「27,956円」を「31,174円」に改める。

(4) 第7条第4項中「若しくは第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に、「第9号まで」を「第12号まで」に改める。

(5) 第16条第3項中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

(6) 別表中16の項を18の項とし、15の項を17の項とし、14の項を16の項とし、13の項の次に次のように加える。

14	法第107条第1項の規定による介護医療院の開設の許可	1件につき 63,000円
15	法第108条第1項の規定による介護医療院の開設の許可の更新	1件につき 25,000円

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条及び第7条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

#### (理 由)

平成30年度から平成32年度までにおける介護保険料を定めるほか、介護保険法の一部改正により設けられた介護医療院の開設の許可等に係る手数料を定める等のため、本案を提出する。